

# 第 1 5 9 8 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 2 年 11 月 4 日
自	14 時 00 分
至	16 時 20 分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### －公開－

#### (議決事項)

第19号 島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について (総務課・学校企画課)  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

#### (協議事項)

第9号 しまね特別支援教育魅力化ビジョン (案) について  
(特別支援教育課)  
\_\_\_\_\_ 以上資料により協議

#### (報告事項)

第53号 令和2年度地方教育行政功労者表彰について (総務課)  
第54号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜新型コロナウイルス感染症対応に関わる方針について (教育指導課)  
第55号 令和元年度生徒指導上の諸課題に関する状況について (教育指導課)  
第56号 令和2年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について  
(保健体育課)  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

### －非公開－

#### (議決事項)

第20号 令和3年秋の叙勲候補者の推薦について (総務課)  
第21号 人事評価の給与反映に関する職員団体への提案について  
(総務課・学校企画課)  
第22号 島根県立古代出雲歴史博物館の指定管理者の指定について  
(文化財課)  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第57号 令和2年度11月補正予算案の概要について (総務課)  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

## Ⅱ 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
佐藤教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
福間参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
錦織総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、議決第21号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
塚田子ども安全支援室長	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
小村保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題、議決第22号
清山世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
飯塚総務課企画員	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 14時00分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	3 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	林委員	

**議決第 19 号 島根県教育庁等職員服務規則及び県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正について（総務課・学校企画課）**

○錦織総務課長 資料 1 の 1 ページを御覧いただきたい。今回の服務規則及び服務規程の改正は、会計年度任用職員の私傷病休職の手續について定めるものである。

1 の改正理由の参考を御覧いただきたい。地方公務員法では、職員が心身の故障のため長期の休養が必要になった場合は、その職員を休職することができるという規定がある。この規定は、地方公務員のうち、臨時的に任用される職員を除く一般職の職員に適用されることとなっている。改正理由の(1)だが、令和元年度以前において、嘱託職員及び非常勤講師等は特別職であり、臨時職員は臨時的に任用される職であったため、この規定は適用されていなかった。本年 4 月に会計年度任用職員制度を導入したことに伴い、嘱託職員及び非常勤講師等、臨時職員の大部分が会計年度任用職員に移行し、臨時的任用ではない一般職の職員となったことから、この参考の規定が適用されることとなった。これに伴い、会計年度任用職員に係る私傷病による休職についても制度化し、その手續を定めることとした。従来より、教育庁や各教育事務所、各社会教育施設等で勤務している一般職員については、島根県教育庁等職員服務規則に私傷病休職の手續を定めた規定がある。また、県立学校に勤務している教職員については県立高等学校等の教職員の服務規程にその規定があることから、会計年度任用職員についても同様に、これら 2 つの規則・規程の中で、新たに追加して規定することとする。また、手續の具体的な内容は、職員の服務を所管する教育庁総務課長又は学校企画課長が、通知により定めることとするものである。

2 の改正する規則及び訓令、3 の改正内容についてである。1 の 2 から 1 の 3 ページに島根県教育庁等職員服務規則の新旧対照表を、1 の 4 から 1 の 5 ページに県立高等学校等の教職員の服務規程の新旧対照表を載せている。右が改正前、左が改正後になる。

1 の 2 ページ、教育庁等職員服務規則の改正内容については、休職の手續を定めている第 11 条に第 3 項を新設し、総務課長が別に定めると規定するものである。また、1 の 3 ページ、第 28 条の 2 の改正は、第 11 条第 3 項の新設に伴い、会計年度任用職員の定義に係る部分を整理するものである。第 37 条の改正は、規則の中で、教育庁総務課長と総務課長という表現が両方使用されていたため、この規則の中で多く使われている総務課長

に統一することによるものである。

1の4ページ、県立高等学校等の教職員の服務規程の改正内容については、休職について定めている第18条に第3項を新設し、教育庁総務課長又は学校企画課長が別に定めると規定するものである。

4の施行期日は、令和2年11月13日としている。

この規則・規程の改正により、会計年度任用職員制度の導入後、労務管理上いまだ不明確であったところを明確にして、より適切に労務管理ができるようにするものである。なお、知事部局においては、令和2年8月31日付の人事課長通知により、同様の服務規則改正が行われていることを申し添える。

○新田教育長 改正の主旨は、会計年度任用職員制度の導入に伴って、私傷病に係る休職を明確化し、制度化したということである。

———原案のとおり議決

#### 協議第9号 しまね特別支援教育魅力化ビジョン（案）について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 資料2の1ページ、1の策定の目的であるが、今年3月に特別支援教育在り方検討委員会から提言を受け、本県の特別支援教育の現状等を踏まえ、今後の本県の特別支援教育を更に充実させるための計画を策定する。

2の概要（1）計画の位置づけ、（2）計画の期間であるが、「しまね教育魅力化ビジョン」に基づき、令和3年度から令和12年度の10年間の本県の特別支援教育の教育環境を充実させるための基本的な考え方、あるいは取組の方向性を示しているものである。ただし、後年5年間については、必要に応じて見直しを行っていく。（3）本県が目指す特別支援教育を、今回のビジョンから示している。インクルーシブ教育システムの構築や新学習指導要領等を踏まえ、「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きることを目指して取り組む」とした。（4）重点取組項目は、ここに挙げている3点である。

別冊「しまね特別支援教育魅力化ビジョン（案）」をお開きいただきたい。主な取組について説明する。

4ページ、Ⅱ多様な学びの場における教育環境の充実から、1 特別支援学校、5ページ、今後の取組（2）をお開きいただきたい。地域と連携・協働した教育を推進していく。特別支援学校に在籍する子どもたちが、地域の中で、多様な人と関わり、様々な体験

を重ねていく中で、生きる力を育ていけるように、地域と特別支援学校の連携を強化する取組を進めていく。

6 ページ、(4) 教育環境の充実を図っていく。①送迎により過重な負担のかかっている保護者の負担を軽減するための通学支援について検討を行う。7 ページ、② I C T 機器を用いて、障がいの補完や学習効果を高めるため、大学や企業と連携しながら、機器の整備や教職員の研修を進めていく。③今後、知的障がい特別支援学校高等部の在籍者数の増加が見込まれている。生徒増による教室不足、出雲養護学校にみられる分教室設置、複数障がい種対応による大規模化についての対応を、国で策定が進められている設置基準への対応も含め、検討していく。

8 ページ、2 就学前の今後の取組の(3) 所(園)内の体制の充実を進めていく。市町村や県幼児教育センターと連携し、所(園)内の委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、所(園)内の体制の充実を図っていく。

9 ページ、(4) 盲学校に幼稚部を設置する。幼児期から計画的に自立に向けた基礎的な力を育成するために、令和3年度より盲学校に幼稚部を設置する。

10 ページ、3 小学校、中学校だが、今後の取組(1) 発達障がいの可能性のある児童生徒への支援の充実を図っていく。通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒など、集団での学びに困難を抱えている児童生徒の学びを保障する体制について、現行の支援制度も含め、関係各課、市町村教育委員会と連携し、検討を行う。

11 ページ、12 ページの(4) (5) 集団への学びの充実を図っていく。通常の学級における全ての児童生徒にとって「わかる、できる」というユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりや「個への支援」が通常の学級においても効果的に行われるよう、通級による指導での子どもの状況や必要な支援についての情報共有など、校内全体の支援体制の強化を図っていく。

13 ページ、4 高等学校、今後の取組の(2) 通級による指導の拡充を図っていく。巡回指導の出来る拠点校方式を松江、出雲、浜田、益田、隠岐の各圏域に順次導入していく。拠点校からの巡回指導により、通級による指導を全ての公立高校で受けられる体制となる。また、(3) (4) 特別支援教育の推進に向けた体制づくりを進めていく。拠点校をインクルーシブ教育システム推進センター校とし、圏域の高等学校の特別支援教育の推進を図っていく。また、高等学校での合理的配慮の提供の推進やインクルーシブ教育システム推進センター校に対して指導助言を行うため、県教育委員会に合理的配慮アドバイザーの

配置を目指していく。

15 ページ、Ⅲ 就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築。まず、1 切れ目ない支援では、16 ページ、今後の取組（2）支援の引継ぎの充実を図っていく。支援に関する情報の引継ぎには、保護者の同意が必要となる。就学から就労まで円滑な引継ぎが行われるように、個別の教育支援計画の活用方法と、活用による利点の周知を図っていく。

17 ページ、2 特別支援教育の理解・啓発では、今後の取組（1）交流及び共同学習の更なる充実を図っていく。交流及び共同学習は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに学ぶ機会であり、インクルーシブ教育システムの構築に向けた重要な教育活動である。双方にとって意義のある教育活動であることを周知しながら更なる充実を図っていく。

18 ページ、（2）（3）地域や保護者との連携を推進していく。障がいのある子どもが地域の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、学校と地域のつながりを強化していく取組を行う中で、地域への理解啓発も推進していく。また障がいのある子どもの保護者に対して、日頃から丁寧に関わることにより、保護者の理解を図り、早期からの一貫した支援に繋げていきたいと思っている。

19 ページ、Ⅳ 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保から、1 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上では、20 ページ、今後の取組（1）特別支援教育に関する指導力の向上を図っていく。計画的・体系的な研修の再構築や、特別支援学級担任を複数年経験するような仕組みや人事異動上の考慮を検討するとともに、特別支援学校教諭免許状保有率向上を目指し、全ての教員及び学校全体の専門性の向上を図っていく。

21 ページ、2 人材育成と人材確保では、今後の取組（1）特別支援教育の中核的・指導的な役割を果たす人材の育成を図っていく。県の特別支援教育を推進していくために、特別支援学校長会等と連携し、計画的に中心的な役割を担う人材を育成している。

その他、別冊の後に付けているA3カラーの資料であるが、このビジョン案の巻末に、「しまね教育魅力化ビジョン」の家庭・地域と連携・協働した学校の展開とともに、特別な支援が必要な子どもの学力を育み、社会力を育み、人間力を育むための県の取組として、学齢期においてどのような取組をしていくか分かるような資料を添付していく。

2の1ページにお戻りいただきたい。3の今後の予定だが、12月の文教厚生委員会で



計画案を説明した後、1ヶ月間パブリックコメントを実施する。そこで出た意見を踏まえ、修正した後、2月の教育委員会で再度協議していただき、最終的に議決をいただいたら、3月の文教厚生委員会で報告し、各学校、関係機関に周知したいと考えている。

○新田教育長 特別支援教育魅力化ビジョンということで、案の段階であるが、今回協議ということで付議させていただいた。

○林委員 年々、外国籍の児童生徒が増えている。その中で、今後そういった子どもたちの中にも、特別な支援が必要な児童生徒が増えてくるのではないかと思うが、その辺については、どのようにお考えか。

○佐藤特別支援教育課長 現在も、外国籍のお子さんが特別支援学校に就学している状況がある。数はそれほど多くはないが、今後、出雲圏域を中心に増える可能性も想定している。現在のところ、しまね国際センターと協力して、ポルトガル語等の通訳等の派遣をしていただきながら、本人あるいは保護者等の支援を行っている。今後そういった生徒が増えると、より一層の連携が必要になると思っている。

○林委員 やはり言葉が通じないというところで、学習障がいや発達障がいが見落とされることがないように、是非ともお願いしたい。

○池田委員 策定の趣旨のところだが、日本の障がい児教育というのは、養護学校の義務化がほぼ40年前にあって、「完全参加と平等」を謳った国際障害者年、あの時から大きく変わってきているのではないかと思う。これらを踏まえて、今の特別支援教育につながる障がい者教育の歴史というか流れがあるというところをもっと押さえた方がよいと思う。

また、設置基準に関しては、まだ作られていない状況というところなのだが、どういう基準で島根県は設置されているのか聞きたい。

○佐藤特別支援教育課長 ビジョン案の1ページ、1 策定の趣旨、2段落目、国においてはというところで、国の障がい者に関する法律等、国の動向を踏まえて、あと学習指導要領の改定と、今回の特別支援教育魅力化ビジョンは、しまね教育魅力化ビジョンに基づき策定している。先程の委員の御指摘を受けて、国の動向等を加えるべきところは加えて、修正していきたいと思っている。

設置基準については、7ページ、1 特別支援学校の③特別支援学校の狭隘化や大規模化への対応のところ、設置基準について申し上げた。現在、国では、特別支援学校の設置基準については、現在設けられていない状況であり、国の方で今、検討に入っている段

階である。その状況は、現在のところ、まだ我々のところまで届いていない。先程申しあげたように、国の設置基準を見つつ、そうは言いながら、今後の推計で、知的の特別支援学校の子どもたちの増加、今の推定値では200名程度増加することを予測しているが、待ったなしの状況である。令和4年度に、この狭隘化、大規模化への対応についての検討を進めることにしている。もちろんそのときに、設置基準が出ていれば、そういったものを参考にする。それ以外の要素も、1)から5)の観点についても、同時に検討していく必要があると思っている。

○池田委員 現在ある学校についても、その見直しのときに、新しく設置する学校ではなくても、設置基準を見直されるのか。

○佐藤特別支援教育課長 新しく出る設置基準が、どういった具体的なところまで踏み込んでくるかというところがひとつあると思う。例えば特別支援教育学校に必ず理科室を設けなければならないというようなことがあれば、現在理科室のない学校等もあるので、狭隘化や大規模化がない学校も、そういった設置基準に合わせての対応を迫られることも当然あると思う。そのようなことも踏まえて、改修等に着手するという予定になっている。

○真田委員 2の1ページの2(4)重点取組項目に整理して挙げていただいているが、これらがまさにこれから10年間の問題になっていくのではないか。教育環境の充実では、児童生徒数の増加もあるし、切れ目のない支援体制の構築では、一番は、義務教育段階と高校教育のつなぎのところがやはり必要になってくると思う。

もうひとつ、特に保護者への支援、受容のところがなかなか大変なので、切れ目のない支援体制でも、魅力化ビジョンに合わせたA3のきちんとした図があるが、その図の「家庭」のところで、もう少し、就学前、小・中学校、高校と分けて、その時その時に家庭に対してどういう支援をしてあげたらいいかということを書き書いていただけたらよいと思う。地域もそうだが、せつかく就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制ということなので、これを保護者の方や地域の方に見せたときに、理解していただけるような、一括で記載するのではなく、少しずつ記載できればいいと思う。

また、教職員の専門性の向上と人材育成が一番であり、何を具現化するにしても、やはり教職員の専門性というのが大事なことになってくると思うので、こういうまとめ方でやっていただければと思う。この10年間できちっと具体的に示されていて、良い具合にまとめてもらっているのではないかと思う。保護者に対する支援のところを、もう少し具体化していただきたい。よろしくお願ひしたい。

○佐藤特別支援教育課長 真田委員の御指摘にあるように、保護者も障がいがある子どもをもつ保護者と、周辺の保護者、それぞれの理解・啓発については、重要な点と認識している。それぞれの学齢期の家庭に対してどのような支援が必要かという事に関して、パンフレットを作ろうと考えているので、パンフレットで視覚的に分かるように、どのような支援が必要か明示しながら、理解・啓発を図っていきたいと考えている。

また、義務教育段階と高等学校段階の接続の御指摘もいただいた。ここにも 16 ページ、今後の取組の（２）の学校間での引継ぎの充実、あるいは（３）の中学校における進路指導の充実、中学校と高等学校、あるいは特別支援学校の高等部との連結、ここをいかにスムーズにしていくかが大きな課題であるので、ここに重点を置いて取り組んでいきたい。

○朋澤委員 7 ページの就学前のところで、現状と課題のところに挙げてあるが、就学前の子どもについては、障がいに対する配慮が必要か否かの判断は、現場でとても難しく、まして保護者も若い年齢が多い世代なので、説明等が難しいときがある。サポート体制が必要であるが、このサポート体制を受けて今後の取組のところで、市町村における相談支援対策の構築というところで挙げてあるが、具体的な取組が市町村行政までは降りるが、現場までなかなか仕組として理解しづらいところがあるように感じている。これからそこが円滑になるとありがたいと思う。

また、支援が必要な子どもたちの一番の目指すところは、社会でその子がいかに生きていけるか、保護者ももちろん随分心配な思いをしながら子育てをするが、親の方がもしかしたらその子どもさんよりも先にいなくなる、それが親としてはつらいところではあると思う。保護者支援という点では、ずっとつながっていける支援として、子どもたちが社会で自分の人生を構築できるような流れが見えるようなプランがここで出てくると、それが一番の保護者支援につながるのではないかと思う。先程一覧にさせていただいたが、これを十分に皆さんが理解できるような、見える支援を形で示していただけるとありがたい。

○佐藤特別支援課長 就学前の早期の支援について大変重要な観点と心得ている。市町村の教育委員会、あるいは市町村のみならず、我々県としても、県幼児教育センター、特別支援学校のセンター的機能も実際現場に入って、具体的な子どもたちの支援の在り方など、相談に乗っていきたいと思っている。保護者を対象としたリーフレットの作成等も検討をしていきたいと考えている。

○新田教育長 最初の課長の説明にもあったように、2 の 1 ページ、来月 11 月定例会中

に開かれる県議会の文教厚生委員会の方でも、この案について、説明して意見を伺おうと考えている。それを受けた後、パブリックコメントで、県のルールで1か月間、県民の皆さんから幅広く御意見をいただくという手続きを経て、年明け2月のところでは、再度この教育委員会会議でご議論いただくというスケジュール感でいる。

——資料により協議

### 報告第53号 令和2年度地方教育行政功労者表彰について（総務課）

○錦織総務課長 資料の3ページを御覧いただきたい。国から地方教育行政功労者表彰の表彰者の決定があった。地方教育行政功労者表彰は、教育行政においてその功績が顕著な教育委員会委員を文部科学大臣が表彰する制度である。

決定があった方は2名であり、元雲南市教育委員会委員の小川真里さんと、現飯南町教育委員会委員の熊谷高暢さんの2人である。

小川さんは、雲南市教育委員会委員として、市のキャリア教育推進プログラムの策定や教育の魅力化を図る取組の整備に尽力された。また、三刀屋高校掛合分校の文化活動の充実・向上と学校と地域の交流促進に努められたほか、読み聞かせボランティアや「わくわくお話し隊」としての活動を通して、子どもの読書活動促進のほか、ふるさと教育、平和教育の推進に貢献された。

熊谷さんは、飯南町教育委員会委員として、町の教育資源を活用したふるさと教育や保小中高一貫教育を推進された。また、町内全小中学校にタブレット端末等を導入して、学校におけるICT環境の向上とICT活用教育の普及・推進に貢献されたほか、公営塾設立や町立図書館新館建設のために尽力された。

なお、この表彰は前年度末時点での経験年数を基準とするものであるため、在職年数は令和2年3月31日現在としている。

2の表彰日だが、令和2年10月23日の予定であったが、今年度の表彰式は、新型コロナウイルスの感染状況等を鑑み、開催されなかった。

——原案のとおり了承

### 報告第54号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜新型コロナウイルス感染症対応に関わる方針について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 資料4ページを御覧いただきたい。方針については大きく2つ考

えている。1つ目が1の推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜、いわゆる推薦選抜等に係るもの。2つ目が2の一般選抜に係るものである。御存じのように、新型コロナウイルス感染症については、まだまだ未知な部分も多数ある。現在の状況で確定できる部分と、そうでない部分が出てくるので、今のところ考えられる範囲で諸事項を定め、各学校等にお伝えするものである。

まず1つ目の推薦選抜等であるが、(1)から(4)まで書き上げている。

(1) 何よりも新型コロナウイルスの感染リスクの軽減を、移動等において最大限軽減化するための措置を4点考えている。

1点目、会場等については、各学校会場が原則であり、これまでは学校会場のみでやっていたが、県教育庁として松江会場を事前に用意させていただくということ。

2点目、各高等学校については、学校会場が原則であるものの、松江会場の設定を可能とするということ。

3点目、松江会場を利用する場合の推薦選抜の実施は同一日でないといけないので、令和3年1月19日もしくは20日、この2日間に限定するということ。

4点目、松江会場については、各学校会場と併用の形を想定している。そのため、当該高等学校を利用する学校によって運営され、原則として対面による面接等の実施を考えている。ただし、緊急措置として、例えばフェリー等が動かない、大きな感染の拡大リスクが伴うような状態が生じる等の場合には、緊急措置として松江会場と学校会場を繋いだオンラインによる面接を認める場合があるとしている。ただし、これは基本的にはごくまれなケースと考えている。

(2) 特定の高等学校で感染者が発生し、例えば学校会場が使えない場合、いわゆる臨時休業等の措置を各学校がとらなくてはならないような場合を想定しているが、学校会場以外の公共施設での実施も検討していく。

(3) 各高等学校で設定した推薦選抜の実施日に新型コロナウイルス感染症罹患等、例えば濃厚接触者等も含めて罹患等とさせていただいているが、受検できない受験生がいた場合には、その予備日として、令和3年1月25日を設定する。なお、学校会場とは別に、松江会場を設定し対応することも、上の(1)、(2)の事情等が絡み合えば、考えていかなければいけないと思っている。なお、令和3年1月25日月曜日としているのは、翌26日が合格内定通知日であり、ここがリミットというところで、1月25日考えた。

(4) 入国制限のある国・地域に居住するものが志願する場合も想定しておかないといけ

ないと考えている。例えば、海外の日本人学校で就学したようなイメージをしているが、移動制限がかかって日本国内に入ってこられないような場合を想定している。推薦選抜等における選考方法について、協議の上、取扱いを決定するとしている。

大きな2番目の一般選抜については、3月4日を一般選抜の受験日としているところであるが、この段階でどのような状態になっているかということも見えない部分もあるので、今時点では（1）特定の高等学校において感染者が発生し、学校会場での実施が困難になった場合の対応は、別途指示とさせていただく。また、（2）令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜の学力検査を3月4日に予定しており、新型コロナウイルス感染症罹患患者と濃厚接触者を含めて受験できる追検査を3月9日に予定しているが、追検査の受験も困難と判断される受験生に対する救済措置については、3月4日の受験日の状況によって、3月4日に公表させていただく。

○新田教育長 説明があったように、1が推薦・特別選抜についての特例措置、2がいわゆる一般選抜に対する対応措置ということで、まとめたものである。いろいろなケースが懸念される状態もあるわけであるが、現時点で打てる手を、明記できる範囲で明記してお知らせするという考え方で措置したものである。

———原案のとおり了承

## 報告第55号 令和元年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（教育指導課）

○塚田子ども安全支援室長 資料5の1ページを御覧いただきたい。

毎年、文部科学省が行う、問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に合わせ、島根県の状況を報告するものである。

暴力行為の発生件数は、公立の小・中・高等学校で合計728件、前年比233件の減、24.2%の減だった。昨年度に引き続き2年続けて発生件数が減っている。減少した理由としては、暴力行為に対して学校内で教職員の認識が共通理解されたことや、些細な事案も報告しあう組織となり、細かく記録をとり積極的に対応されてきた結果、徐々に暴力行為の発生が減少してきたと考えている。1,000人あたりの県の発生件数で全国と比較すると、暴力行為の発生は減ってきている。発生状況はまだ高い状態であるが、県内の学校が荒れているという状況にはないと認識している。細かく子どもたちの様子を見て、その都度指導を行っている状況である。引き続きひとつひとつ丁寧に対応していくことが必要だと考えている。調査として数字を計上する際には、文部科学省の基準に照らして計上するよう、

さらに周知を図っていく。暴力は絶対に許されないことをその都度繰り返し指導することはもちろんであるが、暴力行為に対する今後の対応は四角の囲みで示している。未然防止対策の推進として、授業や学校行事を中心とした教育活動における居場所づくりや絆づくりの推進。児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用し、親和的な学級づくりによる児童生徒の所属感や自己有用感を高める取組を進めていく。また、同じ児童生徒が繰り返し暴力行為に及んでいる事例もあることから、配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進を図っていく。また、子どもたちの小さな変化を見逃さずに対処するという早期発見・早期対応の姿勢を確立することや、教育相談コーディネーターを中心とした関係者が一体となった相談体制を確立するとともに、保護者、他校種、関係諸機関との一層の連携を強化していく。

5の2ページを御覧いただきたい。いじめの認知件数は、公立の小・中・高等学校及び特別支援学校の合計で2,561件、前年比118件減、4.4%の減であった。このうち、いじめの状況は、令和元年度末で解消しているものが全体の76.9%であった。いじめの内容としては、冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、いやなことを言われる、軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする、が主なものであった。いじめの認知については、様々な教員研修の中で法に照らしたいじめの正確な認知に対する啓発を引き続き行っている。1,000人あたりの認知件数は、全国平均と比較すると下回っている。教職員がいじめの早い段階から対応を行う上でも、いじめの積極的な認知が必要である。いじめを見逃さない、見過ごさない学校づくりを更に進めていく。また、県内での重大事態の発生は、14件あった。いじめは決して許されないことをその都度繰り返し指導することはもちろんであるが、いじめの問題に対する今後の対応は、四角の囲みで示している。いじめを見逃さない・見過ごさない学校づくりやいじめ対策組織を中心とした対応体制整備とその強化、居場所づくり・絆づくりによる魅力ある学校づくりを進めていく。また、日常の観察、面接、調査から早期発見・対応を行うことや、親和的な学級づくりを行っていく。さらに、各学校におけるいじめ防止基本方針の点検・見直しを進めていくことやスクールカウンセラー等の活用による校内の教育相談体制の充実と電話やSNS等による校外の相談体制の充実を図る。いじめの未然防止の取組や適切な早期対応等の理解を一層図るための生徒指導に係る校内研修も行っていく。

5の3ページを御覧いただきたい。小・中学校の長期欠席者のうち不登校児童生徒の状況である。公立学校において1,230人、前年比206人増、20.1%増だった。

不登校に至る要因は、ケースごとに個別的でかつ多様化、複合化している。本調査で報告されている不登校の要因として多かったものは、小学校、中学校ともに共通して、無気力、不安の傾向がある場合、いじめを除く友人関係をめぐる問題、仲たがいや誤解等である。親子の関わり方のこと、生活リズムの乱れ、遊び、非行に関することが挙げられている。中学校では、学業の不振が増えることが特徴的である。学年別で見ると、小学校5年生と中学校1年生が増える傾向にある。小学校5年生では高学年となり、学習内容が難しくなり、学習の不振がひとつの要因となる。また、6年生ほど活躍する場がないこともあり、自己有用感を高めにくいこともその要因であると考えている。中学校1年生では新しい環境になり、新たな人間関係をうまく構築できないことや学習形態が変化したり、学習内容が増えたりすることにより登校への意欲をなくしていることが考えられる。

長期欠席者は、病気、経済的理由、不登校、その他の4つに分けて分類し、報告する事になっている。本県では、病気と不登校と分類に困るような場合であっても、不登校として計上をしている。これは、安易に病気と判断して、学校が関わりを薄くすることがないようにし、学校が中心となって関係機関につなぐ事も含め支援を工夫しながら行うためである。積極的に不登校を認知し、対応をするということである。30日以上休むと不登校と計上されるが、不登校児童生徒のうち90日以上休む児童生徒の割合は、全国でも一番低くなっている。また、指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合も全国平均よりも高くなっている。小中学校の不登校児童生徒への今後の対応は、四角の囲みで示している。スクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業を展開しながら、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の充実を図る。特に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用については、事案が重たくなってからの相談もあり、もっと早く相談して欲しかったと言う声も聞いている。早期からの相談等を行うことや、不登校等のケース会議にも数多く入るよう活用の更なる工夫も視野にいれるよう周知したいと思う。また、不登校等対応体制充実事業において、子どもと親の相談員配置により小学校の不登校等対応体制の充実を図る。さらに、クラスサポートティーチャーの配置により、教室での学習支援、悩みの相談を行ったり、学びいきサポートティーチャーの配置により、別室での学習支援を行ったりして中学校での不登校支援体制の充実を目指す。新たに不登校に関するリーフレットを作成し、教職員の手元に届くよう準備をしているところである。繰り返しになるが、一番大切になるのは、毎日の授業や学校行事、部活動を含めた学校生活を充実させ、子どもたちにとって魅力ある



学校を構築していくことが何より必要になっていく。

5の4ページを御覧いただきたい。高等学校の長期欠席者のうち不登校生徒の状況は、公立学校合計199人、前年比35人減、15.0%減であった。

全日制、定時制ともに、不登校の要因として、無気力、不安、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振、入学や転編入学、進級時の不適応が挙げられる。

高等学校の不登校への今後の対応は、四角の囲みで示している。小中学校と同様に、教育相談体制の充実や、電話やSNS等による学校外での相談体制の充実を図る。また、教職員の資質の向上のために生徒指導に係る校内研修を実施するとともに、3年間で全ての県立学校に指導主事が出向き、指導助言する学校訪問を行っていく。

5の5ページを御覧いただきたい。高等学校中途退学者の状況は、公立学校合計130人となっている。前年比12人減、8.5%減となっている。全日制、定時制及び通信制で中途退学者が減少したことにより、全体の数が減少している。これは、中学校と高等学校との連携が進み、中学校段階でのキャリア教育や高等学校のオープンキャンパスなどの学校説明会等に、高等学校入学に関する広報活動により、ミスマッチが少なくなっていることによるものだと考えている。中途退学予防等への対応は、四角の囲みで示している。教育相談体制の充実として、教育相談員を宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に配置している。また、中途退学者への支援として、宍道高校及び浜田高校定時制・通信制を拠点にそれぞれ2名、計4名の連絡調整員を引き続き配置し、ひきこもりを防ぎ、社会参加に向けての支援を継続して行っていく。

○真田委員 5の3ページの小学校及び中学校における長期欠席の状況のところ、前年度比206人の増加という形だが、登校できるようになった児童生徒数が全国でもよい方であり、それから90日以上休む生徒が少なく全国でもトップということは、一生懸命、先生方が努力され、いろいろ手立てを打って頑張られて、不登校であったものが登校できるようになったということか。

○塚田子ども安全支援室長 おっしゃるとおり、不登校になった者に関しては、現場の先生、それから関係諸機関、スクールカウンセラー等の協力によって、学校に帰ってきたものである。課題は、やはり新規の者である。ある程度、不登校になった者が学校へ帰るのであるが、それより多くの数の者が、新規に不登校として毎年積みあがっていくというのが課題であり、そこについてどうするかということが一番大きな課題と考えている。

○真田委員 それはそうだと思うが、この統計上は、不登校が改善したということについ

ては、数字として出てこないということか。

○塚田子ども安全支援室長 今回の資料は、いろいろと量が多くなるので、一番さっぱりとした資料でお示ししているが、県のホームページに詳細版という形で挙げている。そちらの資料では分かるようになっている。

○真田委員 そういう状況を強調されると、携わられた方々の励みになる。成果がでていくということではないかと思う。なかなか難しいかもしれないが、伝えられるときは、その辺を強調して、先生方にも伝えていただきたいと思う。よろしく願います。

○河上委員 昨今の児童や生徒のスマホの所有率が大変高くなっていると思われるが、ネットによるいじめの発生件数等のデータを数値としてまとめていけば、参考までに教えていただきたい。

○塚田子ども安全支援室長 いじめの対応に関して、9項目から複数回答で、小・中・高、特別支援学校から回答をいただいた。「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や、嫌なことをされる」という項目の回答数を申し上げる。トータル3,194件あるが、その中で、今の項目に該当するのは、小学校で18件、中学校で71件、高等学校で31件、特別支援学校で14件、計134件を把握している。

○林委員 夏休み明けから10月の初旬まで、今年もLINEによる悩み相談があったと思う。今回の相談件数はどうか。

○塚田子ども安全支援室長 7月5日から10月10日まで98日間で、251件の相談が寄せられている。前回一度報告したが、中学校と高校半々で、性別でいうと女の子の相談が増えている。友達関係の悩みや家族での悩みが寄せられている。

○林委員 先程5の3ページの長期欠席の状況のところ、小5や中1が増加傾向にあると言われた。このLINEの相談というのはそのまますぐに即効性があるものではないかもしれないが、元々は高校生対象に実施し、今回は中高生対象だった。小学生、若しくは小学生高学年に対して、少しでもまた窓口を広げるのもひとつの案なのかという気がするが、いかがか。

○塚田子ども安全支援室長 考えていきたいと思う。ただし小学生の場合は、スマホ、あるいはタブレット等を持っているかどうかという所有率の問題もあるので、勘案しながら取り組んでいきたい。

○池田委員 不登校の子どもさんたちが、小中学校を90日以上休む割合が低いと言われた。高校になってからの不登校は、別の方がそうなるのか、同じ方が高校になっても、や

はり不登校になるのか。

○塚田子ども安全支援室長 高校のお子さんの不登校の状況だが、両方ある。新規に、高校が思ったようなところではなく不登校になるケースや、休みがちでありながら、高校受験したお子さんがうまくいかないケース、両面あるのが現状である。

○池田委員 教育の現場と離れるかもしれないが、成人の引きこもりの方が昨今すごく増えていて、労働力不足と言われている中でそのような状況にあることは、小学校、中学校、高校、それから先の問題も看過できないのではないかと考えていて、全てに関わることだが、子どもたちが学校や社会に適応するのが難しくなっていること、この辺りは問題ではないかと思う。

○新田教育長 不登校自体が単純な理由とはなかなか言い切れない。友人関係やいじめのような要素もあるであろうし、学業不振、そういったものが絡み合ったような要素で、理由自体も非常に多様化や複雑化している。言い方を変えると、どんな子どもでも不登校になるきっかけを有している可能性があるだろうと思っている。説明したように、スクールカウンセラー、あるいはソーシャルワーカーの活用も、必要な場合は早い段階でしっかりとフォローする。早めにいろいろのものに気付いていくというところから、徹底していく必要があるだろうと思っている。

○朋澤委員 子どものいろいろな心配事というのは、直接保護者の心配につながると思うが、不登校などの子どもの保護者支援の場というのは、学校以外にあるか。

○塚田子ども安全支援室長 学校で言えば、スクールカウンセラーの相談については、子どもだけではなく、保護者の方もできる。市町村で相談の窓口を持っていたり、県の教育センターでも相談できるようになっている。そちらの方でフォローするように、周知を徹底していきたい。

———原案のとおり了承

## 報告第 56 号 令和 2 年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○小村保健体育課長 資料 6 ページを御覧いただきたい。この表彰は、学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し多大の成果を上げた個人、学校等を文部科学大臣が表彰するもので、本年度は島根県から 2 名の方が、10 月 13 日付で学校保健表彰を受賞された。

1 人目は、学校歯科医の秦野眞治さん。昭和 54 年から現在まで 41 年間、雲南市内の幼

稚園、小学校、中学校の学校歯科医として、児童生徒や園児に対し口腔衛生全般にわたり献身的に指導をいただいている。歯科疾患の予防や早期治療の必要性など歯科保健の重要性を説き、その推進に取り組んでいただいている。

2人目は、学校薬剤師の工道英男さん。昭和55年から現在まで40年間、松江市内の中学校・高等学校の学校薬剤師として、教職員等に対して、学校保健衛生について指導助言をいただいております。また、島根県薬剤師会学校薬剤師部会会長を務められ、県内中・高等学校などで薬物乱用防止教室をするなど、子どもたちに対して薬物の危険性などの啓発に力を入れておられる。

なお、本年度学校安全表彰については、該当はなかった。

また、表彰については、例年、全国学校保健・安全研究大会において表彰式が行われているが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。各推薦団体を通じて表彰状を伝達されることを申し添える。

○真田委員 学校安全表彰及び学校安全ボランティア活動奨励賞は、該当なしだが、推薦の基準はあるか。

○小村保健体育課長 市町村教育委員会であったり、学校保健であれば三師会などに幅広く推薦の御依頼をさせていただいているが、今年度は推薦そのものがなかったため、県から推薦を挙げていない状況である。

○真田委員 例年だったらあるのか。

○小村保健体育課長 毎年表彰自体はあるが、島根県でこの学校安全の表彰を受けられたのは、平成26年度の雲南市「下熊谷の子どもを事件から守る会」であり、それ以降は該当がないという状況である。この辺については、私も本来であれば学校の見守りなどに該当があるのではないかと考えており、来年度に向けて、もう少し幅広く推薦を挙げていただけるようなことができないか検討させていただきたいと思う。

○真田委員 近所に小学校があるが、毎日雨の日も、ずっと立って見守っておられるボランティアの方に、頭が下がる思いである。是非働きかけていただいて、表彰して励ましてあげるといいのではないかという気がする。該当なしというのはもったいない。ぜひ願います。

○小村保健体育課長 おっしゃるとおりである。公民館などを通じて推薦を挙げていただけるようなことも考えていきたい。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第20号 令和3年秋の叙勲候補者の推薦について（総務課）

———原案のとおり議決

議決第21号 人事評価の給与反映に関する職員団体への提案について（総務課・学校企画課）

———原案のとおり議決

議決第22号 島根県立古代出雲歴史博物館の指定管理者の指定について（文化財課）

○萩文化財課長 資料9の1ページを御覧いただきたい。島根県立古代出雲歴史博物館の指定管理者の指定について御説明する。

1の提案理由のとおり、令和3年3月をもって、平成28年度から契約している古代出雲歴史博物館の指定管理業務の契約期間が終了する。このたび指定管理者の公募を行い、10月14日に開催した候補選定委員会において、令和3年度から向こう5年間の指定管理を行う候補として、ミュージアムいちばたを選定した。ミュージアムいちばたについては、2に記載のとおり、一畑電気鉄道と近畿日本ツーリスト中国四国の共同事業体となっている。本日は、この委員会でミュージアムいちばたを令和3年度からの指定管理者候補とすることについてお諮りする。

3の選定の経過については、8月4日から指定管理者候補の公募を行い、3（4）のとおり、現在、古代出雲歴史博物館の指定管理者であるミュージアムいちばた1社から申請があった。これを受けて、候補選定委員会において審議を行い、ミュージアムいちばたを指定管理者候補として選定したところである。

9の2ページを御覧いただきたい。（5）選定した理由としては、①利用者サービスの向上を図る計画が示され、特にアテンダント業務はこれまでの評価も高く、今後も博物館の満足度向上に貢献が期待できること、②施設の維持管理及び危機管理体制について、安定した管理が期待できることなどの点が評価された。（7）の指定管理料の額については、指定管理者候補からの応募額である15億2,700万円余である。4のとおり、令和3

年度から向こう5年間の債務負担行為を行いたいと考えている。

9の3ページには選定委員会委員の名簿、9の4ページにはこのたびの評価をした表を掲載している。本日、この会議で議決をいただければ、11月定例県議会において、指定管理者の指定について上程を行う予定である。併せて、令和3年度から5年間の債務負担行為（案）についても議会へ上程する予定としている。

———原案のとおり議決

#### 報告第57号 令和2年度11月補正予算案の概要について（総務課）

○錦織総務課長 資料10の1ページを御覧いただきたい。11月11日から始まる11月定例議会に上程する予定の11月補正予算案の教育委員会関係分の概要について、予め御説明させていただく。令和2年度島根県一般会計補正予算第8号、1の補正予算額の概要について、教育委員会の補正予算額の総額は、1億3,800万円余の減額である。これらは全て、今年度数度にわたり補正した補正予算も含めた新型コロナウイルス感染症対策に対する予算の執行見込みによる減額となっている。

10の2ページを御覧いただきたい。2の課別事業別一覧によって、各課ごとの減額理由について、若干御説明申し上げる。まず、教育施設課の教育財産維持管理費については、寄宿舍網戸及び格子設置を進めてきたが、対象箇所の精査等による減額である。この事業によって、実際に網戸、格子等の設置を進めたところは合計30校と聞いている。

学校企画課について、まずは各学校に配置する業務アシスタントの配置実績に伴う減額と、修学旅行の実施を見送ったことによる教員の旅費の減額、寄宿舍を開寮することによって長期休暇中の帰省に伴う感染リスクを減らす取組、これらの開寮日の実績見込に伴う減額である。業務アシスタントの追加配置の実績としては、コロナ分として、計46校に93人の配置があった。この93人は、短時間勤務の方を含むものである。人役換算でいくと、77.87人となっている。続いて修学旅行の延期であるが、実際、修学旅行に行かれた学校数が22校、全て中学校ということである。続いて、寄宿舍開寮日延長経費であるが、実際にゴールデンウィークに延長して開寮した学校が14校、夏休みに開寮した学校が9校という実績である。

続いて、教育指導課未来の創り手育成事業費については、これは遠隔授業など、ICT教育環境の整備に関する執行見込みによる減額である。執行残が大きかったのは、遠隔授業のために用いるWEBカメラの単価が想定よりかなり下がったということでの減が大

きな要因と聞いている。

特別支援教育課の修学旅行旅費については、実際に行った学校は5校あったと聞いている。

社会教育課の家庭教育の支援体制整備事業については、全国のPTA連合大会の開催延期による減であり、8月に開催予定だったものが、来年に延期になったものである。

文化財課の島根の歴史文化活用推進事業については、「出雲と大和」の開催期間が短縮された部分、あるいは古代出雲歴史博物館休館により、いわゆる里帰り展なども行われなかったということでの執行見込に伴う減額である。

それから、先程も文化財課から説明があったが、債務負担行為ということで、古代出雲歴史博物館指定管理者の選定があったので、これに合わせて債務負担行為を要求するとなっている。

○新田教育長 今回の11月補正予算案は例年と性格を異にしている。今年度始め、新型コロナウイルス感染症対策ということで、知事専決予算から補正予算を立て続けに計上してきた。計上する際には、今後を見越して、かなり足りないということを恐れたところもあった。例えば業務アシスタントなどにしても、本来なら市町村にしっかり需要を聞いてからカウントするのが普通だが、もうそのいとまもなかったということで、サンプルで聞いて、これくらいだろうというような形で計上した。通常だともうこの予算は2月補正予算をもって減額精算するが、今回は、2の矢、3の矢を打つ必要がある。それに対して、不用額があればそれをかき集めて、第2第3の矢を、第4第5の矢になるかもしれないが、それを打つために一旦、中間精算しようということで、大きい額の不用額がでていっているのが実態である。中には、例えば修学旅行を翌年度に伸ばしたので旅費が減ったとか、全国大会が来年に延びたので減ったという分は、今年落として、来年度また再度要求して、来年度予算で措置しないと回らないので、そういったところを今、財政課とは調整をしているという中での流れの補正予算という御理解をいただきたい。

○林委員 学校企画課の業務アシスタントの追加配置見込による減だが、この減というのは、想定していたところに配置はしていたけれどもそこまで費用が掛からなかったのか、想定していたところで、配置ができなかったのかどちらか。

○錦織総務課長 どちらかという、配置ができなかったということが多かったと思われる。やはり人が充てられなかったという現状があるように聞いている。

○林委員 その中で、地域的なバランス的に、全然この地域だけ、この学校が足りない

か、そういったことが現状としてあるかどうか。

○錦織総務課長　今はその辺りの詳しい分析ができていないので、その辺りがもしあるようであれば、対応を検討するが、いずれにしてもコロナ対応として補正で付いた部分のことなので、今後、来年度以降どうなるかというのは、また別の話になる。今後財政当局ともやっていかないといけない部分だろうと思っている。ただし、学校の校長先生とヒアリングする機会があるが、やはり入れられた学校は非常に助かっており、是非とも来年度も続けて欲しいという声を聞いているので、そういう声をぜひ財政当局にぶつけながら、継続ができるように、我々としても検討していきたいと考えている。

○林委員　こういう時期に急遽の募集だったので、なかなか思ったとおりに集まらないというのは仕方がない。ただし、今の課長の話にあったように、アシスタントを配置された学校は非常に助かっているということであれば、やはり欲しいと思われているだろうと思うので、早急に対応をお願いしたい。

———原案のとおり了承

**新田教育長　閉会宣言　16時20分**